

2012.06.08：平成24年第2回定例会（第1日） 本文

○田中しゅんすけ議員 板橋区議会自由民主党議員団の田中しゅんすけでございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいまから、通告に従いまして、自民党の2番手として、区政に関する一般質問を行います。

さきの第1回の定例会で平成24年度の予算を審議し、平成23年度に比べ60億6,000万円の減額予算となりました。海外に目を向けると、欧州危機の影響で、いまだに株価は不安定な値動きを繰り返し、国内においても、景気回復の見通しは厳しい現状に置かれています。板橋区政を取り巻く環境も、将来に向け財政状況が厳しくなることが予想され、区民生活を守るための課題も山積しており、区の基金の蓄えもさらに減少しております。

また、昨年、東日本を襲った東日本大震災や大型台風の直撃、そして、今年は竜巻の被害等を受け、より一層「安心・安全なまちづくり」に向けての防災対策や危機管理体制への重要性がクローズアップされ、区民生活、経済活動の支援に最優先で取り組んでいく必要があります。

右肩上がりの成長時代が終焉を迎え、本格的な人口減少社会が到来する中にあるのは、まさに坂本区長が掲げる「あれもこれもの運営」から「あれかこれかの選択と集中型」の転換と強いリーダーシップが求められております。

まず初めに、医療・福祉施策について質問させていただきます。

板橋区では、今年度から第5期介護保険事業計画を提示し、その重点項目として、「いたばし地域包括ケアシステムの構築」を掲げました。地域包括ケアとは、医療と介護が切れ目なく提供される体制を指し、介護分野の柱として打ち出されました。

しかしながら、2015年までにシステムの基盤整備に取り組むとされておりますが、現時点ではその全体像が見えず、各関係団体への役割も示されておられません。

このごろ、区政の相談を受ける中で、「なぜ、病院や在宅での医療・介護などのサービスはばらばらで、きちんと対応してくれないんだ」という話を耳にします。

医療も介護も必要性が高まる75歳以上の高齢者は、現在の10人に1人から、2030年には5人に1人に増えるとされています。地域で医療や介護サービスを利用しながら暮らし、満足のいく最期を迎えられる仕組みづくりは喫緊の課題でもあります。

国は2006年、地域での暮らしを支える在宅医療の担い手として、24時間体制で往診を行う「在宅療養支援診療所」を整備しましたが、全国1万2,500の支援診療所のうち、年に1人も看取っていない診療所は半数を超え、十分に機能しているとは言いがたかったのではないのでしょうか。医師1人では24時間対応が難しいなどの声が上がっていましたが、訪問看護ステーションや病院・介護事業所などの連携がうまくとれていないことが、その背景にありました。

そして、その処方せんとなり得る地域包括ケア体制の構築に向けた具体策の1つが、地

域全体の医療と介護のコーディネート役を担う「在宅医療連携拠点」の整備であると考えられます。

医療ソーシャルワーカーなどの専門職が詰める連携拠点を、支援診療所などに配置することにより、地域の医療福祉関係者が一堂に会する場を定期的に設け、情報共有や課題の検討を通して、顔の見える関係づくりを目指していくべきではないでしょうか。

また、病院から在宅医療につなげるための退院調整や、在宅医療を担う医師への支援、ケアマネージャーが介護プランをつくる際の医療的なサポートを行い、必要に応じて患者家族の相談窓口の役割も担い、他職種連携の核にもなり得ます。

ここで区長にお伺いしますが、地域包括の役割と在宅医療連携拠点の整備について、ご見解をお示しください。

次に、予防接種の定期接種化についてお伺いいたします。

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の1つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段です。特に子どもの予防接種については、次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たすものですから、ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン接種費用の手厚い助成の必要性につきましては、私も機会あるごとに取り上げさせていただき、厳しい財政状況下ではありますが、「板橋は子どもを大切にしている自治体です」というメッセージを発信する意味でも、「さらに踏み込んだ取り組みを」と、繰り返しお願いしてまいりました。

ご承知のとおり、世界保健機関（WHO）が感染症予防の観点から接種を奨励し、先進諸国では、既に公的な予防接種の対象となっている子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水ぼうそう、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎の7ワクチンについては、国民はもちろんのこと、日本医師会をはじめとする専門家の方々からも、医学的観点から定期接種化を求める強い声が上がっておりましたが、今回、先月5月23日の厚生労働省の厚生科学審議会・感染症分科会予防接種部会で第2次提言が取りまとめられ、この7ワクチンについては新たに予防接種法の対象とし、定期接種として実施するために必要な財源の確保や、接種費用の負担のあり方等に関して、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討を進め、予防接種法の改正法案を早期に国会に提出するよう提言がなされました。

特に、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについては、当面の対応として、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業をすべての市町村で実施しており、23年度4次補正予算に基づき、24年度末まで事業を継続できますが、25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要があるということで、政府は、この3ワクチンの定期接種化を優先させる形で、今国会での法案成立を目指しています。ようやくここまで来たわけですが、まだ最も大きな問題、財源の確保や費用負担をめぐる自治体との調整の問題が残されています。

そもそも予防接種法で規定された定期接種のワクチンは、法律上は低所得者以外に自己負担を求めてよいことになっていますが、ほとんどの自治体が自前で財源を準備して無料

接種としています。対して、定期接種でない任意接種のワクチンに関しては、自治体ごとの対応がばらばらで、むしろ有料が基本となっているのはご存じのとおりです。

つまり、法律で定期接種とされても、その費用の自己負担をどうするかについては、自治体の判断によるわけです。財源案として年少扶養控除の廃止や消費税増税に伴う地方増収分が言われていますが、この増収分の使い道は自治体にゆだねられています。

本来、「世界標準のワクチンをだれもが使えるようにする」との目的での改正ならば、自治体の財政力格差が住民の健康格差につながらないように、国が接種費用まで目配りするべきですが、現状では、住民の命にかかわる重大な政策判断が自治体に任されていると言えます。

ワクチンの多くは、乳幼児を対象とし、接種回数も複数に及ぶので、経済基盤が強くない子育て世代の多くは、費用負担が大きいと使えないのが現実です。例えば、小児用肺炎球菌ワクチンの接種者数は、公費助成が行われるようになってから4倍以上に増えました。裏を返すと、それだけの人が接種したくてもできなかったということではないでしょうか。

感染症から住民の命と健康を守り、住民が安心して暮らせる板橋を実現するため、ぜひとも子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの接種費用無料化の確実な実施と、3ワクチンのみにとどまらず、残る水ぼうそう、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎につきましても、さらなる公費助成のご検討をお願いしたいと思いますが、そのご決意をお聞かせください。

この項の最後の質問となります。「新高齢者元気リフレッシュ事業」について、お伺いいたします。

この事業は平成21年度より始まり、平成20年度まではそれぞれ独自の事業で進められていた高齢者リフレッシュ事業、はり・灸・マッサージ指圧助成事業、敬老入浴事業の3事業を統合し、現在のシステムになりましたが、平成25年度に事業の見直しが検討されております。この事業の必要性を、入浴事業を担う公衆浴場を例に説明させていただきたいと思います。

公衆浴場を取り巻く環境は特に厳しく、最盛期の昭和44年に124軒あった板橋区内の公衆浴場は、平成24年には40軒まで減少しました。もとより、公衆浴場は地域住民の保健衛生上の見地からも必要な施設であることは認識されているところではありますが、昨今では、「ふれあいの場」、「憩いの場」、そして、「介護予防の場」としても不可欠な施設でもあり、さらに現在では、入浴中の事故防止にまで役立っています。

日本では、入浴中の死亡事故が年々増加しており、シャワー浴が主体の欧米では極めて少なく、日本特有の入浴形式、いわゆる浴槽につかる行為が入浴中の急病・急死の誘因だと考えられ、年間約1万4,000人にも上っています。参考までに、交通事故死が年間約1万人なので、交通事故に遭遇する確率より高くなっています。

なぜ、入浴中の事故が増加しているのでしょうか。その原因として挙げられるのが、高齢者の人口比率の増加、核家族化の進行や内湯の普及といった社会的要因と、入浴に伴う

循環動態や自律神経の変化といった内的要因が挙げられます。中でも、死亡事故の原因の1つである心肺停止は、自宅浴室の発生がほとんどで、人目の多い公衆浴場では認められていません。

また、今まであまり考えられていなかった入浴時の安全確保といった面のほかにも、自宅から公衆浴場まで入浴のために往復することにより、「運動」、「引きこもりの解消」、「他者との交流」といった高齢者の方にとってはプラスの面が十分に期待でき、「健康増進」、「介護予防」の推進にも役立っています。

しかしながら、現在では公衆浴場の減少に伴い、小茂根地区、前野町地区などの公衆浴場の空白地帯が生まれ、約20%の70歳以上の方が、地域的に公衆浴場を利用しにくい状況になっていると考えられます。

今や公衆浴場が果たす役割は、地域生活の多岐にわたることはご理解を深めていただけたのではないかと思います。改めて、新高齢者リフレッシュ事業は必要であると考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、教育課題について2点質問させていただきます。

まずは、学校図書館の機能向上についてお伺いいたします。現代の子どもたちは、知識はあるものの、応用問題、記述問題に弱いと言われており、今年度から中学校でもスタートした新しい学習指導要領は思考力・表現力を重視し、学校図書館を活用することにより、「言語活動の充実」を目指し、基礎学力の向上を図っていく必要があると考えられています。

言語は社会活動の基本で、人が社会で生きていくための基礎でもあります。OECD（経済協力開発機構）で行われているPISA（生徒の国際学習到達度調査）など、国内外の学力検査の結果から、知識を活用して課題を解決する力や思考力・表現力が落ちていることが明らかになっております。このことを改善するには、国語科をはじめとする各教科において言語活動の充実を進めていかなければならないと考えております。

古くから、読み・書き・そろばんと言われていたように、言語力の充実が社会生活を営む上でも重要なことでもあります。その言語力を向上させることに大切な役割を果たすのが学校図書館であると私は考えます。本は子どもたちの心を豊かにしますし、学校図書館は子どもたちの精神的な成長を支える場所でもあります。そして、図書館の充実に欠かせないのが、各学校の蔵書数とその内容です。ここで一例として、板橋地域センター管内の小・中学校の標準図書数と蔵書数を調べたところ、小学校では板橋第二小学校、板橋第四小学校ともに、標準図書数に対し蔵書数が充足されていましたが、金沢小学校では、標準図書数1万760冊に対して、蔵書数が8,802冊でした。

また、中学校では、板橋第一中学校、板橋第五中学校ともに蔵書数は満たされていましたが、必ずしも図書の内容が充実をしているとは限らないそうです。

また、新学習指導要領では、小学校3・4年生になると、百科事典や図鑑などの共通教材を使った学習を奨励していることを踏まえ、始めに学校図書の充実についてお聞きいた

します。

基礎学力の向上のためには、百科事典や図鑑なども含めた学校図書のより一層の充実が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、授業における学校図書館の利用についてお伺いいたします。

本に親しむ機会を増やし、図書利用を促進するため、より多くの授業において学校図書館を活用し、探求学習を行っていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、司書配置の拡大についてです。

図書整理や図書利用促進に効果があり、より多くの生徒が本と出会う機会をつくるためにも、司書の配置は拡大していくべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

続きまして、租税教室についてお尋ねいたします。

租税教室とは、板橋租税教育推進協議会を通じ、東京税理士会板橋支部を中心に、板橋税務署、板橋都税事務所の参加で講師を派遣し、板橋区内の公立中学校・小学校へ、租税の役割と納税の義務をわかりやすく説明するものです。このことは、「新学習指導要綱・生きる力」に即した考えによるものでもあります。

昨年、私も初めて、小学校で租税教室の授業を視察させていただきました。東京都税理士会板橋支部の方が講師を務め、小学校6年生の生徒に、授業に入っただけで、「税金を納める」ことに応じられるかを問いかけていましたが、だれ一人手を挙げる生徒はおりませんでした。

そこから本格的な授業へと向かいますが、まず初めに、なぜ税金が必要なのかを国税庁制作の租税教育用アニメを活用し、税とは何かという本質について、租税の意義、役割について理解を深め、次に税金の種類と仕組みについて、これからのライフステージを例示し、日本には主だった税金が50種類あることを説明していきます。

そして、なぜ、そのようなたくさんの税金の種類があるのかを問いかけ、公平をキーワードとする税の仕組みと機能について、生徒たちに実際に体感しながら考えられるように、税金を集めるシミュレーションゲームを行い、最後に日本財政の現状をテーマに、日本国憲法に定める三大義務の1つとして納税の義務を説明し、租税法律主義についての理解を促すとともに、財政赤字、少子高齢化等の現在の日本が抱える課題にも触れ、説明されていました。

実際の授業時間は2時間分でありましたが、講義の内容が非常にわかりやすかったので、生徒たちは熱心に耳を傾けていましたし、自らがシミュレーションゲームに参加したことにより、より一層理解を深めたように見受けられました。

そして、授業の最後に、冒頭で質問した、「税金を納める」ことに応じられるかを問い直したところ、約半数の生徒が手を挙げていました。しかし、これだけ高い効果が見受けられる租税教室ですが、板橋区内では平成15年に徳丸小学校で初めて租税教室を開催し、税理士会板橋支部の方々を中心に関係団体の働きかけで、ここ数年を見ると、平成22年には小学校で21校、中学校で3校、平成23年は小学校で30校、中学校で5校と増え

てきているものの、2年続けて開催している学校は、小学校で14校、中学校で2校にとどまっています。

ぜひ、この取り組みを継続して開催することにより、子どもたちが租税立法のあり方や税金の使い方について関心を抱き、正しい判断力と自ら考える力を育むのではないのでしょうか。

生活保護の受給者が増え続ける今日、正しい納税に対する知識を学ばせることは、働くことに対する力を与え、受給抑制にもつながることであると私は考えます。

小学校1年生から中学校3年生までの9年間は義務教育です。この9年間でしっかりと義務について理解をさせることは、日本の未来について非常に重要なことであると思えますし、そのためにも租税教室の開催は必要不可欠であると考えます。

以上のことを踏まえ、板橋区内小学校・中学校の全校で租税教室を実施すべきであると考えますが、ご見解をお聞かせください。

最後に、災害対策について質問いたします。

まずは木造密集地域の対策ですが、私からは特に、「旧板橋宿まちづくり協議会」の事業を中心にお伺いをさせていただきます。この事業は、旧板橋宿が置かれていた地区で、板橋三丁目、仲宿、本町の一部を対象にしていますが、木造建築物が地区全体の約70.8%を占め、準耐火造は約19.0%、耐火造は約10.3%であり、木造建築物の割合が非常に高い地域です。

さらに、道路の幅員が非常に狭い細街路が各所にあり、ひどいところでは、対面交通をする際に、互いに体を斜めにしながらすれ違う場所すら存在します。この状況では、震災で火災が発生した際に、手引きポンプ車すら入れません。

このことから、地区全域が平成12年に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく防災再開発促進地区に指定され、平成15年には仲宿約26ヘクタールが、国土交通省が発表した重点密集市街地——重点密集市街地とは延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全を確保することが見込めないことから、重点的な改善が必要な密集市街地に指定されています。

本区においても、板橋区都市計画マスタープランでも、「まちづくり推進地区」に位置づけられておりましたが、平成22年度で木造住宅密集事業期間終了地区になっております。

しかし、まちづくりの整備はいまだ途上であり、さらなる事業への対策が必要であると考えられますが、区長としての見解をお聞かせください。

また、昨年3月11日の東日本大震災の後、各町会・自治会においても防火防災への関心が深まり、自分自身の役割を考え、まちを守る試みが各地域で行われています。その取り組みの1つとして、この地域では、東京都が推進する地域防災力の向上を目的とした共助の仕組みづくりとして構築された「東京防災隣組」へ手を挙げ、仲宿睦町会、仲宿東町会、宮元親興会、板橋三丁目町会、金沢自治会が第1回認定団体として選ばれました。

このことは、まさに木造密集地域にある町会・自治会が危機感を共有し、「自分たちの街は自らで守る」という思いのあらわれではないでしょうか。板橋区としても、このような地域の取り組みに対して積極的な支援を講じていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、昨年の第2回定例会の一般質問でも提案をさせていただきました、地域センター別の防災マップの件ですが、「実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております」と坂本区長からの答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況はいかがになりましたでしょうか。

また、板橋区防災計画の中で、板橋区危機管理本部規則、平成19年3月30日板橋区規則第11号で、宿直勤務者の勤務時間等の内容が記されており、大規模地震のような災害発生時に、また発生後の72時間において、板橋区の職員の作業スケジュールや職員に対しての備蓄食料や仮眠をとる場所、時間などが区の防災計画には示されておられません。厳しい環境下の中にあり、錯綜する情報に適切な判断を求められる状況を考えると、体制の整備が必要不可欠であると考えられますが、区長の見解をお伺いします。

次に、各学校避難所の開設・運用について質問いたします。

昼の時間帯に災害が発生した場合は、各学校長が避難所長として機能するものと思いますが、夜間に発生した場合は、地域の町会長方や近隣協力員、各学校のPTAの役員方が避難所を開設、運用する決まりとなっております。区の危機管理室は、それぞれの学校の地域の特性をどのように把握されているか、お聞かせください。

また、学校防災計画においては、町会連合会、各町会長など地域との連携を密にし、実際に発災した場合の季節や、避難者が1か所に集中する可能性があることも考慮し、地域事情に合った計画を早急に作成すべきと考えられますが、いかがでしょうか。

首都東京に直下型地震・マグニチュード7クラスの地震が近未来に発災されることが予測され、建物全壊棟数・火災焼失棟数が約85万棟、重傷者を含む負傷者が21万人を超える被害想定が発表もされている中、震度4クラスの余震が今もなお繰り返している状況を考えると、災害に対する対策は喫緊の課題であることは、だれもが共通に認識しているところでもあります。

昨年発表された『文部科学白書』に、宮城県気仙沼市立階上中学校の卒業式で、卒業生代表の梶原裕太さんが読み上げた答辞が全文掲載されました。その内容は、同級生を失った悲しみにも触れ、「自然の猛威の前には、人間の力はあまりに無力で、私たちから大切なものを容赦なく奪っていきました。命の重さを知るには大き過ぎる代償でした。時は確実に流れています。生かされた者として、顔を上げ、常に思いやりの心を持ち、強く、正しく、たくましく生きていかなければなりません。苦境にあっても、天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていくことが、これからの私たちの使命です」と読まれていました。私も、この言葉を深く心に刻み、「板橋区の安心・安全のまちづくり」に向け、全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手する者あり)

---

◎休憩の宣告